Step 6 【作成の優先度が高いと判断した場合】 区市町村、本人・家族、福祉・医療関係者等による個別避難計画の作成

Step 5 で収集した情報等を基に、区市町村による支援の下、個別避難計画を作成します。 以下は、対応の一例です。

- (1)Step5にて収集した情報等を基に、区市町村で計画に必要な情報を記入し素案を作成
- (2)避難行動要支援者に制度の概要や記載事項等を説明し、計画作成や計画情報の平常時の外部提供への同意を確認
- (3)避難先や避難支援等実施者について避難行動要支援者の意向を確認し、計画(素案)の訂正、追記等を依頼
- (4)福祉・医療関係者等が避難行動要支援者本人と避難について意見交換を実施
- (5)本人の意向を踏まえ、地域の関係者や施設管理者等との調整や検討を実施
- (6)必要事項を記入した計画を本人に確認してもらい、計画の作成完了

1. 個別避難計画を作成することについての同意の取得

個別避難計画の作成に当たっては、避難行動要支援者に計画の作成の意義、記載事項等を説明(資料の郵送等による説明を含む)し、計画作成についての同意を取ります。

個別避難計画の作成に避難行動要支援者の同意が得られない場合、避難支援等に必要な情報が得られず、災害時の行動も計画できないことから、当該避難行動要支援者に係る計画作成の努力義務はかかりません。

なお、同意が得られない場合でも、引き続き、避難行動要支援者本人の同意が得られるよう、計画作成の趣旨や災害発生時の避難対応の重要性等を説明するなど、同意取得に向けた丁寧な対応を継続することが重要です。

また、災害対策基本法第 49 条の 15 第 4 項では、「市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。」とされており、計画を作成していない避難行動要支援者についても、避難支援等関係者に必要な情報の提供等を行うなど、避難支援等が円滑かつ迅速に行われるように取り組む必要があります。

手引きの参考資料として、個別避難計画について本人・家族への説明を行う際に活用することを 想定した勧奨資材例(資料Ⅲ PP.59-60)を示しますので、参考にしてください。

【取組のポイント】

- ・令和3年5月10日付府政防第601号・消防災第60号「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」(資料VPP.80-107)Ⅱ1(2)②により、避難行動要支援者に個別避難計画作成の同意を得ようとする際に、平常時又は災害発生時における計画情報の提供について説明しなければならないことが説明されています。(災対法第49条の14第2項)
- ・その上で、計画作成の同意を得る際、同時に、条例の特別の定めがない場合には、平常時に計画 を外部提供することについての同意も併せて得ることが考えられます。
- ・介護支援専門員や相談支援専門員、民生委員など、日常から避難行動要支援者と関係性のある人に、同意取得の説明の際に協力を依頼することで、避難行動要支援者本人の同意につながることがあります。

事例 1

ケアマネジャーが避難行動要支援者の自宅に訪問し、 災害時の備えの大切さについて説明

モデル事業実施前は、名簿情報の提供に関する同意を得るために、本人宛に文書通知と電話 勧奨を行っていたが、同意が得られるのは例年3割前後であった。特に、情報提供の必要性が高 い避難支援等実施者がいない者においては、情報提供に同意が得られない者の割合が8割を超 える状況であった。

モデル事業では、ケアマネ協議会の参画により、ケアマネジャーが個別避難計画の作成を支援するだけでなく、同協議会と市の共同で作成したリーフレット『災害から身を守るために』を用いて、同意の意義や、同意後に計画の情報がどのように活用されるか等について、本人や家族に対面により説明を行ったことで理解が得られやすかったこと、また、計画作成に係る調査票に同意調査を追加したことで、署名促進と同意回収の対応につながり同意率が上昇した。

長崎県長崎市(令和4年度「内閣府個別避難計画作成モデル事業報告書」より)

事例 2

返送・作成率向上に UD フォントやナッジ理論を活用

毎年度、書面を郵送し、同意を確認し、同意者に記入いただくやり方で個別避難計画作成の取組を進めてきたが、地域関係者や専門職から「書類が難しく読む気がしない」「封筒を開けない人もいるのでは」との意見があったため、書面の文字量を減らし、UD フォントを使用して見やすくし、さらに、開封しなくても返送期限が目に入るなど、ナッジ理論を活用して返送・作成率の向上を図った。

要支援者やその家族から、「期限が気になり開封した」「期限が過ぎたが返送して良いか」「計画 作成したいのでハザードを教えて欲しい」などの問合せが増加した。

兵庫県宝塚市(令和4年度「内閣府個別避難計画作成モデル事業報告書」より)

2. 個別避難計画の記載事項

個別避難計画には、災害対策基本法で定められた記載事項の外、区市町村が避難支援等に必要と 考える事項を記入します。

なお、個別避難計画の様式については、Step6-3 (P.30~)で説明します。

<災害対策基本法に定められている個別避難計画の記載事項>

- ・避難支援等実施者の氏名又は名称、住民又は居所及び電話番号その他の連絡先
- ・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する情報
- ・その他、避難支援等の実施に関し区市町村長が必要と認める事項
 - (例) 自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出し品、移動時に必要な配慮、避難生活 支援に関する内容など

【取組のポイント】

- ・個別避難計画に記載する「避難支援等実施者」及び「避難施設その他の避難場所の施設管理者」 は、計画に基づく避難支援等の実施に当たる当事者の一人として、避難支援等の実施に必要な限 度で計画情報を本人と共有することになります。
- ・避難支援等実施者として組織や団体も記載することができますが、本情報は避難支援等の実施に 必要な限度で提供されるものであることから、実際の避難支援等にあたらない組織や団体の職員、 構成員にまで共有することは、必要な限度を逸脱する可能性があることに留意します。
- ・在宅人工呼吸器使用者について、区市町村の災害時個別支援計画作成を支援するため、都は、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を作成しています。本指針を活用して作成した災害時個別支援計画は、個別避難計画として取り扱うことが可能です。

3. 個別避難計画の様式

内閣府取組指針において個別避難計画の様式例(資料 I PP.47-48)が示されていますので、これを参考に、地域の実情等を踏まえた各区市町村の様式を検討します。作成にあたって、まずは内容を絞って記載し、更新の都度、内容の見直しや記載事項の追加をすることも考えられます。

また、個別避難計画とあわせて、避難行動要支援者や支援者が災害発生時に対応することを時系列でまとめたマイ・タイムラインを作成することは避難の実効性向上に有効です。本手引きの参考資料としてマイ・タイムラインのひな形(資料II P.49~)を示しますので、参考にしてください。

事例 1

関係者の意見を踏まえた様式とし、同意につなげる

○同意につながる様式の改良

個別避難計画作成の関係者が参画する「災害時個別避難計画推進部会」で意見として出された、「介護度や障害等級ではなく、歩行に介助がいるのか、車椅子なのか等、避難支援に必要な情報に絞ってほしい」「地域に提供する個人情報は最小限に」という意見と、対象者が理解しやすいように「平易な表現にすること」に留意し、計画書の様式を作成した。

○様式の段階的な改善

今後は関係者から出た「変更履歴を入れてほしい」「支援者から見て、必要な情報順に掲載してほしい」「デイサービスなど家にいない時間も記入できた方がよい」という意見も反映した様式に変更する予定である。



大阪府豊中市(令和4年度「内閣府個別避難計画作成モデル事業報告書」より)

事例 2

従来の様式から最低限の項目に絞った簡易版を作成

従来の計画様式はかかりつけ医やアレルギー、介護サービスの状況等についても聞き取る詳細なものであったが、避難行動要支援者の中にはこれらの情報が必ずしも必要ではない方がおられることから、災対法上で計画への記載が求められている項目等に絞った簡易版の計画様式を作成。専門職が作成するような重度のケースについては従来の詳細版の計画様式を活用しつつ、本人や家族で計画の作成が可能な軽度のケースについては、セルフプラン作成の負担を軽減できるよう簡易版の活用も案内している。



滋賀県大津市(令和4年度「内閣府個別避難計画作成モデル事業報告書」より)

事例 3

様式に要配慮者向けタイムラインを追加 (「いつ」を加え実効性を高める)

取組内容

福祉専門職や NPO 法人、大分県などと一緒に、要配慮者の避難に関する勉強会を開催。この中で大分県が作成していた要配慮者向けマイ・タイムライン「おおいた支えアイ・タイムライン」を使用し、避難行動要支援者や福祉専門職と一緒にタイムライン作成の取組を行った。

日田市では、より実効性のある避難の取組のため、「いつ」「誰と」「どこへ」「どうやって」を整理するためのタイムラインの活用は必須と考え、「おおいた支えアイ・タイムライン日田市版」を作成し、個別避難計画の様式に追加した。

大分県日田市(令和4年度「内閣府個別避難計画作成モデル事業報告書」より)



本人が参加することで実効的な計画作成が可能となる

課題

疾病や障がい等の状況を聞いても、地域の支援者が、避難支援等の注意点等をイメージ出来なかった。

取組の方針や内容

要支援者の傷病程度や歩行速度など、詳しい状況を把握するため、計画作成時には、可能な限り支援者が要支援者宅を訪問し、本人又は家族から状況を聞き取ることとした。

取組の成果・結果

計画を作成する前に、支援者が要支援者と対面することにより、一人では避難できない状況を 理解することが出来るため、より実効的な計画作成に繋がった。

成果が得られた理由

計画作成プロセスの、出来るだけ早いタイミングで当事者同士が話し合うことにより、親近感が 沸き、互いに出来る対策を講じようとする、相乗効果が生まれた。

愛知県岡崎市(令和4年度「内閣府個別避難計画作成モデル事業報告書」より)